

## 障害者就労支援とNPO法人の役割\*

村 上 清\*\*

The working support of person with disabilities and a role of the NPO

Kiyoshi Murakami

### (要 旨)

今日、福祉分野におけるNPO法人（特定非営利活動法人）の役割は、大きくなっている。この背景には、戦後先進諸国が政策の目標にした「福祉国家」が、財政問題や人々の価値観の変化さらに制度疲労などから、見直しがされて「福祉ミックス論」などの新たな考え方や「福祉から労働へ」というポジティブ・ウェルフェア政策の導入などがなされるようになってきたことがその要因といえる。

この新しい考え方や政策を推進するうえで、インフォーマルサービスの担い手として、NPO法人の役割を実際のNPO法人の活動を通して、本論文は考察するものである。

### (キーワード)

- ①障害者就労
- ②NPO法人
- ③協働
- ④障害者自立支援法

### はじめに

戦後、社会福祉事業は、国によるフォーマルな事業を中心であった。

しかし、EUを中心に1980年代以降福祉国家の限界や制度疲労というべき現状から、「福祉供給」に果たすべき民間企業とインフォーマル部門（ボランティア・協同組合・NPO等々）の役割を再評価して、これらの3部門の組み合わせによる新たな福祉供給システムが唱えられ、「福祉ミックス論」が生まれた。

わが国でも、この流れは急速に広がっていき、介護保険事業などはその代表例といえる。しかし、この福祉ミックス論の民間企業の役割については、最近のコムスンの事例が示すように懐疑的に捉える人も少なくない。

その意味では、インフォーマル部門特に協同組合やNPO等の役割がより重要な位置づけになりつつある。

このNPO（NonProfit Organization）とは、

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、わが国では、そのうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称である。

内閣府によると2007年11月現在約33,000のNPO法人があり（内、長崎県が約340法人）毎年増加している。

定款に定めた、活動の種類としては「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を挙げている法人が58.3%と最も多い。

このように、もはや福祉活動におけるNPO法人の役割は無視できない存在になりつつある。

本論文では、筆者が関わっているNPO法人の活動を紹介しながら、特に障害者就労支援とNPO法人の役割について、考察するものである。

### 1 障害者自立支援法とNPO法人

平成18年度より施行された障害者自立支援法では、通所サービスについて、社会福祉法人のみならずNPO法人等も参入可能になるよう運営主体の規制を緩和している。

従来、障害者分野（特に施設運営）については、社会福祉法人が主であり（第2種社会福祉事業については、財団・社団・医療法人等の参入も認めてはいたが）、社会福祉法人設立のハードルの高さから容易にこの分野への非営利団体の参入は厳しいものがあった。

障害者自立支援法については、利用者の負担金問題や事業者の運営費問題等いろいろ問題が提起されて、法律自体を廃案にすべきだとの意見も一部に見うけられる。

しかし、NPO法人の参入を認めた点や遅々として進まない福祉施設から一般就労についての対策を提示した点などは評価に値すると思える。

このことは、アンソニー・ギデオンが、著書「第三の道」に示したポジティブ・ウェルフェアに近い考えといえる。

\* Received January 28, 2008

\*\* 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 社会福祉学科、Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1057 Eida, Isahaya, Nagasaki 854-0081, Japan

この第3の道を政策の柱にしたイギリス労働党のブラウン首相は今年の年頭の演説で、「『福祉から労働へ』のスローガンのもと英国版ニューディール政策で、この10年で180万人の雇用を生み出した。」（日本経済新聞1月4日付の記事より）と、その政策を高く評価した。

その意味から、日本の障害者福祉も今後ポジティブ・ウェルフェアにそった政策の比重が大きくなることが予想され、そしてその活動を支えるNPO等の役割はますます重要視されると考えられる。

## 2. NPO法人ワーク&ライフ シャロームネット及び他NPO法人との協同活動

平成18年11月に、筆者が関わっているNPO法人ワーク&ライフ シャロームネット（以下、ワーク&ライフ）が立ち上がった。

ワーク&ライフの目的は、「私達の法人は、障害のある人をはじめ社会的に弱い立場の方に対して、生活や就労のサポートに関する事業を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成に寄与することを目的にする」とあるように、生活と就労をキーワードにした活動を地域で行っている。

障害者自立支援法施行後、小規模作業所（長崎県の場合、地域活動所）が、地域活動支援センターⅢ型等への移行のためにNPO法人を取得するケースが多くみられるなか、ワーク&ライフは障害者自立支援法の新事業形態の運営をめざすではなく、幅広い視野から就労支援全般をめざす活動を展開することとした。

ワーク&ライフはまだ賛助会員も含めて50名足らずの小さな会だが、他のNPO法人と協力しながら、下記に紹介する活動を現在行っている。

### ①在宅者の就労支援活動

長崎県では、平成19年度より障害を持たれている方や母子家庭の方で、パソコンやインターネットを利用して在宅で仕事を行う「障害者在宅就業支援事業」を県とNPO法人レインボーブリッジとの協働事業として実施している。

レインボーブリッジの資料によると平成19年4月から12月の9ヶ月間で在宅就業についての問い合わせが、団体12件・個人102件寄せられた。発注と受注については、右記の表のとおり

		金額単位：千円		
		I T 関連作業	製品販売	合 計
受 注	件数	25	12	37
	金額	935	25	960
発 注 (完了)	件数	17	6	件数
	金額	310	22	31
発 注 未完了	件数	8		金額
	金額	625		957

表でもわかるように一定の需要があることが、わかる。

しかし、レインボーブリッジの話では、県からの委託費はあるが、人件費も含めた経費を考えると法人の持ち出しが多く、赤字事業であるとのこと。

レインボーブリッジとは別に、NPO法人長崎県難病連絡協議会から、難病患者で会社等に出勤はできないが在宅でできる仕事を供給できる組織ができないものかと、筆者は相談を受けた。

そこでワーク&ライフが仲介する形で、レインボーブリッジをはじめ関係団体に呼びかけて、NPO法人による長崎県在宅者・就労支援ネットワークを発足させることになり、現在その準備中である。

この法人は、在宅の難病患者・障害者・ニート・ひきこもり及び母子家庭等、幅広い範囲の社会的弱い立場の方に対して、就労のサポートをすることを目標に、諸事業を展開していくという団体である。

厚生労働省も平成18年より在宅就業障害者支援制度を創設し、特例調整金・特例報酬金も設けた。その制度のなかで在宅就業障害者に対して支援を行う団体として、在宅就業支援団体の制度を新設した。この在宅就業支援団体は、一定の要件を満たし厚生労働大臣の登録を得られれば、NPO法人でも可能である。

総理府・障害者施策推進本部が平成19年12月に決定した「重度施策実施5か年計画」（平成20年度からの5か年間）でも、在宅就業支援団体登録数を16団体（平成19年）から100団体（平成24年度）にすることを目標として掲げ、在宅就業の促進を明記している。

今回設立を目指しているNPO法人長崎県在宅者・就労支援ネットワーク（準）も、設立後、この在宅就業支援団体の登録ができればと考えている。

## ②バイオディーゼル製造推進事業

世界的規模の地球温暖化問題は、私達の生活に大きな影響を与えることがある。

そのため、地球温暖化防止の取り組みが地域レベルから国際レベルまで様々に行われており、その一つには食廃油を利用した環境にやさしいバイオディーゼル燃料（BDF）製造がある。

一方、障害者施策においては、障害者自立支援法の施行等で就労問題が大きな課題になってきており、一般就労への取り組み強化や施設内での工賃倍増などが打ち出されてきている。

このような状況のなか、全国各地で障害者就労の一つとしてBDF製造に取り組む施設等が増えつつある。

長崎県内でも、雲仙市・五島市・佐世保市・平戸市等々の施設でBDF製造の取り組みをはじめている。

しかし、まだ規模的にも小さく技術面等での課題も抱えているのが現状である。

そこで、当法人はこのBDF製造を障害者就労と結びつけて、多くの施設や障害者事業所等に広げる活動を推進していくことにした。

現在、BDF製造に取り組んでいる精神障害者施設と共同で、県環境保健研究センターの研究員に指導を仰ぐなどして、情報収集を行っている。

今後、BDF製造の普及のための講習会の実施や県民向けの講演会の実施、全国各地のBDF製造取組の活動紹介などを行う予定である。

現在、工賃倍計画が厚生労働省の指導のもと全国的に取り組まれている。

長崎県の現状は、下記の表のとおりである。

### ●長崎県内の授産施設の工賃支払状況

	平成19年4月1日時点			平成23年 年度 工賃目標
	施設 箇所数	定員(人)	平均工賃 月額(円)	
身体障害	13	425	17,557	35,114
知的障害	33	1,048	9,258	18,516
精神障害	10	208	7,884	16,000
福祉工場 (就労継続A型)	6	150	95,773	
就労継続 B型	13	249	10,759	21,518

(資料出所：長崎県障害福祉課資料)

BDF製造に取り組むことが、工賃倍増にどのように影響を与えるのか、それとも与えないのかは、今後検証が必要だが、少なくとも障害者就労

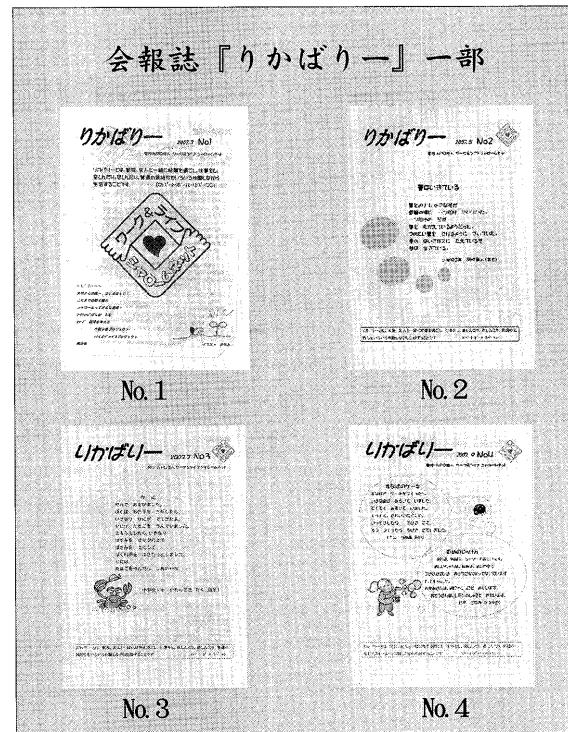
(作業)の職域拡大と環境問題との視点では有意義な取り組みであると考える。

## ③その他の活動

ワーク＆ライフでは、そのほかの活動として大村市と諫早市で、精神障害者本人・家族や難病患者の方による「ぱらむのつどい」という、手作り作品教室や会報誌「りかばりー」発行等を行っている。

「ぱらむのつどい」は、今後在家就労と関連付けて、在家者の作品展示・販売まで発展できればと考えている。

また、会報誌は、地域に根ざした発行にし、就労情報の役目も果たせるようにしていきたいと考えている。



いずれにしても、就労支援をめざして立ち上げたNPO法人の理念を忘れずに、他のNPO法人や関係機関との連携のもと、今後とも活動を発展させていきたい。

### 3.まとめ

今日、非営利団体としてNPO法人は市民権を得て毎年その数は増加している。

障害者分野での活動も年々盛んになってきている。

しかし、その一方で、NPO法人を隠れ蓑にした悪徳な事件が発生したり、社会福祉法人等に比

べて寄付行為等々の不利益があるなど、今後改善が望まれる点も多い。

特にNPO法人は、財政基盤が脆弱な法人が多く、財政規模別の状況をみると

#### ●NPO法人の財政状況等 N=7,558

財政規模	法人数	%
500万未満	4,931	65.2%
500～1,000万未満	925	12.2%
1,000～3,000万未満	1,069	14.1%
3,000～5,000万未満	294	3.9%
5,000～1億円未満	228	3.0%
1億円以上	111	1.5%

(資料出所：NPO法人データーベース)

多くが500万円未満のNPO法人が半数を越えている。

そのため、NPO法人が必要とする人材と財政規模についての調査結果をみると、次のようになっている。

#### ●NPOが必要としている人材と財政規模の相関

	財政規模		
	500万未満	1,000～3,000万	3,000万以上
1位	資金集めが得意な人	企画能力に優れている人	団体運営全般ができる人
2位	企画能力に優れている人	資金集めが得意な人	企画能力に優れている人
3位	会計・経理に明るい人	会計・経理に明るい人	専門の知識や経験が豊富な人

(資料出所:独立行政法人労働政策研究・研修機構 J I L P T実施「NPO法人における能力開発と雇用創出に関する実態調査」)

財政規模が小さいNPO法人がいかに財政問題で苦労しているかが垣間見える。

障害者就労支援に取り組むNPO法人が、地域に根ざした活動を展開すればするほど、この財政の問題がつきまとってくる。そのため、今後行政との協働事業がNPO法人の運営上大きな比重を占めていくことが予想されるし、行政も積極的にNPO法人との協働事業を推進してもらいたいと考える。

また、財政的基盤が安定してくれれば、NPO法人自体が障害者や難病患者等を雇用できるようになり、より積極的に障害者の就労に寄与できると考える。

#### 参考文献

- 1) 総理府障害者施策推進本部 「重点施策実施5か年計画」平成19年12月
- 2) アンソニー・ギデオン 佐和隆光訳 「第三の道」日本経済新聞社 1999
- 3) 日本経済新聞社 平成20年1月4日の記事
- 4) 長崎県障害福祉課 「障害者就業・起業支援協議会 資料」2007年9月
- 5) 総理府 NPO関係ホームページ